

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

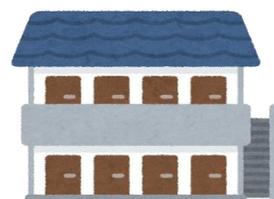
これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

**離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



仕事がない・減った
家賃が払えない…



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※むつ市の場合 (単位：円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>108,000円</td><td>151,000円</td><td>179,000円</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>30,000円</td><td>36,000円</td><td>39,000円</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	108,000円	151,000円	179,000円	支給家賃額（上限額）	30,000円	36,000円	39,000円
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額（月額）	108,000円	151,000円	179,000円										
支給家賃額（上限額）	30,000円	36,000円	39,000円										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
離職・廃業された方は、求職活動を行いますか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性がありますので、下記の問い合わせ先に相談してください。

お問合せ先 むつ市福祉部生活福祉課（※自立相談支援機関の窓口名称）
電話：0175-22-1111 内線2542
受付時間：（月～金曜日 8:30～17:15）